

第一種動物取扱業者の社会的責任と 動物愛護管理行政の対応、法の運用について

特定非営利活動法人 地球生物会議(ALIVE)



目次

1. 移動展示

2. 日本のペット流通過程と販売チャネル



1. 移動展示

■移動動物園の実施状況（登録・施設・動物の取扱い・法の運用等において問題がみられた事例）

(1)埼玉県川越市内の商業施設で開催された移動動物園イベント（2017年）

開催概要

◇開催日： 2017年3月25日(土)、26日(日)の2日間

◇場 所： 埼玉県内にある商業施設の屋上特設コーナー(屋外)

◇時 間： 各日午前10時～12時 / 午後1時～3時(休憩1時間)

◇天 候： 25日(晴れ)、26日(雨)

◇施 設： 屋外に簡易サークルを3つ設置しただけの状態。

⇒展示動物の種類、生態、習性及び生理等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されていない。

◇動物の種と数： 約80頭（異種又は複数の動物を同一のサークルに入れており、C群では闘争も発生していた。）

A ヒツジ(1) 白ヤギ(2) 黒ヤギ(1) B 犬(1) ハツカネズミ(20) ヒヨコ(25)

C ウサギ(15) モルモット(15) チャボ(10) 烏骨鶏(3) ガチョウ(1) アヒル(2) カモ(2) 七面鳥(2) ホロホロ鳥(3)

◇現場の職員数： 2人（利用客が、動物を追いかけ、つかみ、持ち上げ、落とす等しても気付かず、注意していなかった。）

◇業の実施方法： 小動物が放たれたサークル内に入り自由(利用時間・人数等の制限なし)

消毒剤は設置されていたが、利用前、利用後に手を消毒するよう指導されていなかった。

◇登録の状況： 本拠地の事業所は登録を受けているが、巡業先の川越市では登録を受けていなかった。

◇行政の対応： 管轄行政区域外への巡業は24時間、一昼夜を超える場合は登録が必要であることは理解している。

2日間の営業は本来、登録が必要ではあるが、「1日限り×2回の実施」という解釈のもと登録をおこなわなくてよいとされた。

⇒動物を持ち帰り、簡易施設も撤収するので、「独立した事業所」「飼養施設を設置しているとき」に該当しないという見解。



1. 移動展示

◇現場の状況

このような飼養環境、展示方法、業の実施方法で、他の自治体では登録を受けることができていたとのこと。（業者談）



犬がたった1匹、サークルの隅でうずくまり、寒そうにしていた。



寒さ、人を避けるために隅に集まり身を寄せあうウサギ
モルモットは子どもが近寄ると警戒して激しく鳴く。



身を寄せ合ったり闘争したり、多種多様な鳥類が展示されていた。



ヤギとヒツジのサークルには人が入ってこないが、
無機質なサークル内で身を寄せ合い、退屈そうにしていた。



1. 移動展示

■移動動物園の実施状況（登録・施設・動物の取扱い・法の運用等において問題がみられた事例）

(2)神奈川県「動物フェスティバル神奈川2013 inあつぎ」で行われた移動動物園イベント

開催概要

◇開催日： 2013年10月14日(月)

◇場 所： 厚木市文化会館及び特設会場

◇主 催： 神奈川県、厚木市、愛川町、清川村、(公社)神奈川県獣医師会、厚木愛甲獣医師会他、

◇施 設： 屋外に大型サークルを数か所設置(大動物、うさぎ、アヒル) ケージ(鳥類)、衣裳ケース(小動物)
⇒スペースの一部に催事用テントが設置され、屋根がある場所もあったが強い西日で鳥類が暑そうにしていた。

◇動物の種と数： (H牧場所有) 子牛2、羊2、山羊3、子ブタ2、七面鳥1、アヒル3、ハムスター5、
(M動物園所有) うさぎ5、モルモット5、ヒヨコ30、カメ1、パンダマウス複数

◇現場の職員数： (H牧場) 2人 (M動物園) 不在
⇒利用者が動物をつかみ、持ち上げ、落とし、場外に持ち去る等しても気付かず、注意していなかった。

◇業の実施方法： ヒツジ、ヤギ、うさぎはサークルの外から接触可能。子牛はリードで繋がれて展示されており触り放題。
ハムスター等の小動物も、利用時間や人数等の制限はなく触り放題で、持ち去ることも可能な状態。

◇登録の状況： (H牧場) 本拠地でも登録を受けていない無登録業者と発覚。M動物園の登録証を掲示していた。
(M動物園) 茨城県の事業所は登録を受けているが、神奈川県では1日限りの催しであるため登録していない。

◇行政の対応： 当会調査員が開催日に現地を訪れて業の実施状況を確認、環境省令でさだめる事項が遵守されていない点、
出展者が本拠地(事業所)の登録を受けてない疑いがあることについて現地に居合わせた県職員に報告。
直ちに動物愛護管理の担当職員が状況を確認し、業者への聞き取りや指導がおこなわれた。

⇒後日、当該行事(10/14開催)で展示されていた動物は、関西圏への巡業(10/12頃)のために、
M動物園(茨城県)より10/7に搬出・輸送されていた動物群と同一であることが判明。

H牧場は本拠地(事業所)の登録を受けていないことが判明するも顛末書等の提出により登録が受理された。
なお、神奈川県動物愛護管理行政が毎年県獣医師会にはたらきかけ、2016年では移動展示がなくなった。



1. 移動展示

◇現場の状況



落下しそうになり足を掴まれ逆さ吊り状態のひよこ



お手玉にうよの弄ばれていたハムスター



終日狭小ジークで展示され方向転換いなきで七面鳥



自由に動けず、子ども達に囲まれ鳴き続いていた子牛



1. 移動展示

■ 移動動物園の実施状況 無登録業者に「動物」と「登録証」を貸し出していた移動動物園業者(2015年)

十分な休養をとらせているか疑問、動物のたらい回し、使い回しの実態が、開示請求した指導記録により明らかに。

◇神奈川県動物保護センターの指導記録 (業者の聞き取り)

◇展示動物の飼養及び保管に関する基準

第4 個別基準 1 動物園等における展示

(4) 展示場所の移動

短期間に移動を繰り返しながら仮設の施設等において動物園動物又は触れ合い動物を展示する場合は、**一定の期間は移動及び展示を行わず、特定の場所に設置した常設の施設において十分に休養させ、健全に成長し、及び本来の習性が発現できるような飼養及び保管の環境の確保に努めること。**また、移動先にあっても、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、その健康と安全の確保に細心の注意を払うこと。

- ・「一定の期間」「十分に休養」など、休養に係る客観的指標がない。
- ・特定の場所に設置した常設の施設で十分に休養させているか確認方法がない。
- ・輸送に関する記録の規定がない。(頭数、輸送した回数と場所など)
- ・10/7～10/14の期間、以下の経路で輸送された動物が動物愛護フェスティバルでふれあいに使われていた。

神奈川県⇒ 茨城県⇒ 関西⇒ 神奈川県⇒ 茨城県(貸出元に戻し)

所長	次長	業務課長	課員	主任

電話受

発信者	業務課指導班	受信者	〇〇〇 牧場
	〇〇〇 地主室		〇〇〇
日時	平成 25 年 10 月 25 日 (金) 17 時 15 分～22 分		
件名	「動物フェスティバル神奈川 2013in あつぎ」で行われた股部牧場のふれあい動物園に対する苦情に係る件		
宮地	動物フェスティバルの件で追加確認したいことがある。 ① 10/12 にミルク動物園から、〇〇〇 牧場までは誰が動物を輸送したのか。 ② 10/14 の動物フェスティバルでは、ミルク動物園の従業員がいなかったが、動物の取扱などについてミルク動物園から説明があったのか。 ③ 動物フェスティバル終了後、ミルク動物園への返還はいつ、誰がおこなったのか。 ④ 単独での出張ふれあい動物園を過去何年にわたり実施していたか。また、同様にミルク動物園と共同で行う出張ふれあい動物もいつからか実施していたのか。 ① 10/7 に〇〇〇 牧場がミルク動物園から輸送した。以前に 10/12 と言ったのは誤りである。 ② ミルク動物園の動物の給餌方法については聞いていたが、ふれあい動物園での動物の取扱については特に説明はなかった。 ③ 10/18 にミルク動物園が〇〇〇 牧場に取りに来た。 ④ 私が〇〇〇 就職した 3 年半前には出張ふれあい動物を行っていた。それ以前については不明である。また、ミルク動物園との共同についても同様である。		
宮地	10/7 に〇〇〇 牧場がミルク動物園から輸送したとのことだが、10/7 には動物フェスティバル神奈川でふれあい動物園を行うことが決まっていたのか。		
宮地	10/12 頃に関西でミルク動物園がふれあい動物園を行うので、10/7 に輸送した。10/14 の動物フェスティバル神奈川ではその中の動物を使用した。年に 2 回くらいだが、ミルク動物園の動物の輸送を手伝うことがある。		
宮地	10/7 日から 10/18 日まで、ミルク動物園の動物を〇〇〇 牧場が保管し飼養管理していたとのことだが、第一動物取扱業の登録が必要になる。至急登録すること。また、登録が完了するまで、地所有者の動物の保管をしないこと。 動物の預りは年に 2 回くらいなので、今後、預かりは行わない。		

宮地

10/7 に〇〇〇 牧場がミルク動物園から輸送したとのことだが、10/7 には動物フェスティバル神奈川でふれあい動物園を行うことが決まっていたのか。

10/12 頃に関西でミルク動物園がふれあい動物園を行うので、10/7 に輸送した。10/14 の動物フェスティバル神奈川ではその中の動物を使用した。年に 2 回くらいだが、ミルク動物園の動物の輸送を手伝うことがある。



1. 移動展示

■ 展示業は、【第一種動物取扱業の実施の方法の書類】提出が必須ではない

東京都動物愛護相談センター 第一種動物取扱業の登録手続き

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/douso/dt_gyou/touroku.html より転載

1 必要書類

- まる さんかく △ かた は必須、△ は条件に該当する方のみ必須です。
- 複数種別を申請する際は、申請書は種別ごとに1通ずつ必要です。

「申請様式等」のページの通し番号	書類名	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあっせん	譲受飼養 (ゆずりうけしよう)
1-1	第一種動物取扱業登録申請書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
1-2	第一種動物取扱業の実施の方法	◎		◎				
1-3	「動物の愛護及び管理に関する法律」第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
1-4	(飼養施設を有する場合) 飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図	△	△	◎	△	◎	◎	◎
1-5	(申請者が法人の場合) 登記事項証明書 役員の氏名及び住所	△	△	△	△	△	△	△
1-6	事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	動物取扱責任者研修の修了証の写し	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
1-7	犬猫等健康安全計画 (犬猫等販売業者に限る)	△						

● 展示業者は、幼弱動物の利用制限・監督下の接触・休養時間など、施行規則・基準・細目の規定事項に基づく「業の実施方法」の報告が必須になっていない。



1. 移動展示

■動物愛護管理行政が公開している第一種動物取扱業の「登録申請から次回更新までの流れ」

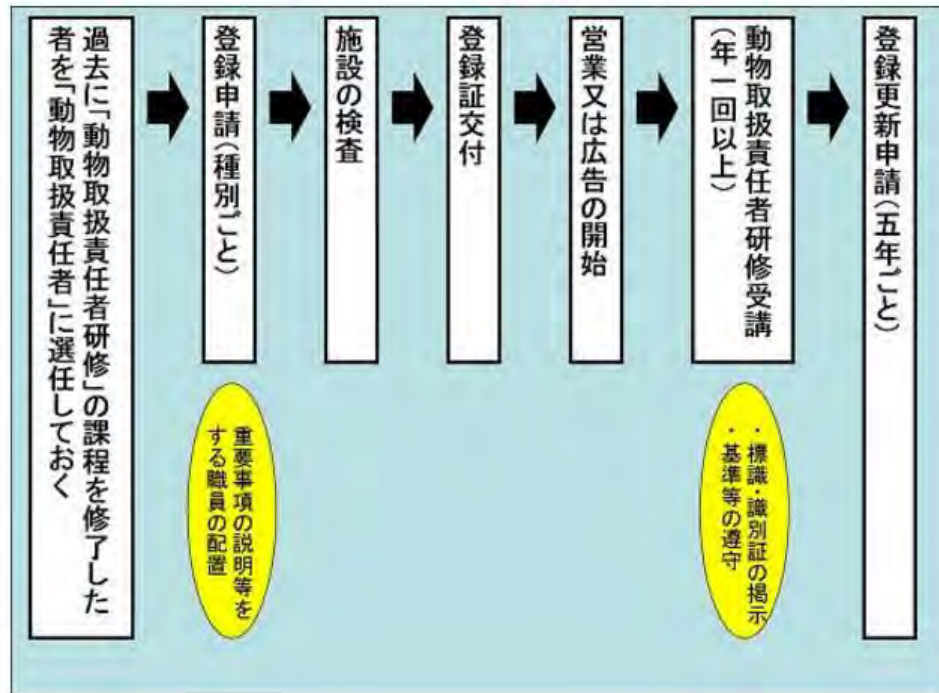
登録に係る飼養施設の立入りが義務ではない現行法下でも、登録(登録証の交付)は施設の検査後におこなう前提で解説

◇東京都動物愛護相談センター

第一種動物取扱業の登録手続き

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/douso/dt_gyou/touroku.html より

4 登録申請から次回更新までの流れ

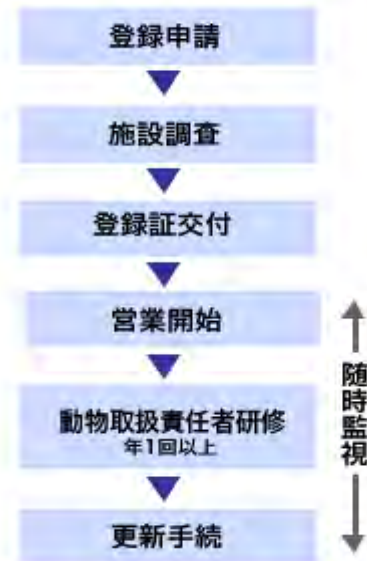


◇横浜市動物愛護センター

第一種動物取扱業の登録、変更、廃業について

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/hokenjo/genre/douai/register/handling.html> より

3.登録申請から次回更新までの流れ



1. 移動展示

■ 登録申請後に行われる「立入り」の義務化による規制強化は必要。しかし、登録そのものを免れている営業がある

動物の愛護及び管理に関する法律

第二節 第一種動物取扱業者
(第一種動物取扱業の登録)

第十条 動物の取扱業を営もうとする者は、当該業を営もうとする**事業所**の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(全文:動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。)

の取扱業(動物の販売(その取次ぎ又は代理を含む。次項、第十二条第一項第六号及び第二十一条の四において同じ。)、保管、貸出し、訓練、展示(動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項及び第二十四条の二において同じ。))その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。)

を営もうとする者は、当該業を営もうとする**事業所**の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあつては、その長とする。以下この節から第五節まで(第二十五条第四項を除く。))において同じ。)の登録を受けなければならない。)

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者(第二十二条第一項に規定する者をいう。)の氏名
- 四 その営もうとする第一種動物取扱業の種別(販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。)並びに**その種別に応じた業務の内容及び実施の方法**
- 五 主として取り扱う動物の種類及び数
- 六 **動物の飼養又は保管のための施設(以下この節及び次節において「飼養施設」という。)を設置しているときは、**
次に掲げる事項 イ 飼養施設の所在地 ロ 飼養施設の構造及び規模 ハ 飼養施設の管理の方法
- 七 その他環境省令で定める事項

「事業所」に該当するかどうかの判断基準(独立性、機能性等)により別途登録を受ける必要がない(立入り不要)と判断される催しもある。



展示業は、「業の実施の方法」の提出が必須になっていない。



移動動物園の「簡易かつ一時的な飼養施設」は施設の設置届書が省略されている場合がある。



1. 移動展示

■環境省発行 改正動物愛護管理法の運用について「よくある質問と回答」(第2版・第二追加版) (平成18年9月4日版より)

登録に係る運用解説の一部を転載。(矢印、アンダーラインは当会によるもの。当会のコメントは赤文字で記載。)

(第2版)3 申請書

問6 短時間の展示販売会や露店販売等における飼養施設については、申請書への記載等が必要か？

簡易かつ一時的な飼養施設については、必要に応じて、申請書への記載や飼養施設の設置届出等を省略することが可能である。
なお、省略されれば場合があっても、拒否の基準及び遵守基準等は、当然、適用されることになる。

※露店販売、移動動物園等は、基準に適合しない、動物の種類、習性等に応じた日照、風雨等を遮る設備が備えられていない、「簡易かつ一時的な飼養施設」を屋外に設置していることが多いため、短時間であっても省略すべきではない。

(第2追加版) 動物取扱業・業の種別

問16 サーカス(展示)やイベント(展示、販売)などは、広告を行うため、竣工予定日の数か月前に登録申請があるが、登録日は、施設竣工予定日以前の日付で登録は可能か。 営業開始日以前でも登録は可能である。

※営業開始日以前に施設が完成し、立入りをおこない、基準に適合していると認められた後であれば登録は可能。
登録前の広告ができないこと等の便宜的対応としての施設完成前の登録はできないことを明確にすべき。

問17 巡業先の都道府県等に登録申請を行う業者があり、施設完成前に登録を拒否されることとなるか。

事前検査をできないことをもって登録申請を拒否できない。ただし、登録先自治体の指導に応じて、写真等必要な書類を添付する必要があると考えられる。

※施設完成前の「登録申請」は可能であるとしても、登録(登録証の交付)は施設の立入り後となることを明確に。

問21 臨時的に開催されるイベント販売において、複数の中小業者が集まってブースごとに展示及び販売を行う場合、申請者をイベント代表(イベントの実行委員会会長等)として、1つの登録申請(販売業)で登録を行い、各ブースに出店する各業者は動物取扱責任者として申請することは可能か。

事業を行うための施設があり、かつ、一定の時間(概ね24時間)を超える業活動が発生しているとき等は別の独立した事業所とみなされることとなり、別途登録を受ける必要があると考える。

※上記の条件を満たしている場合においても、イベント代表等が複数業者をとりまとめて1つの登録申請をおこなっており、行政もそれを受理して登録証の交付をおこなっているケースもあることから、運用ではなく法律で規制する必要がある。



1. 移動展示

■「短期間に移動を繰り返しながら」「簡易かつ一時的な飼養施設」で行う展示業を規制すべき根拠（観点別）

【普及啓発】

移動動物園業者は複数存在し、あらゆる場所で、様々なイベントを行っているが、環境省令が定める基準に適合し、動物福祉に配慮された飼育施設で動物が適切に取り扱われているのを見たことがなく、「動物との触れ合いの機会の提供」の名の下に、「動物を追い回し、掴み、持ち上げ、落とす」等の行為が発生しており、注意もしていない。

このような行為を不特定多数の子どもに体験させ、他者にも見せることは、子どもの健全な動物観の形成に悪影響を及ぼすおそれがあり、自己中心的で他者に対する支配的な態度を助長させることが懸念される。

動愛法の目的のひとつでもある、国民の間に「動物を愛護する気風を招来」する観点からはむしろ逆効果であり、安易な飼養を助長するおそれもある。

【休養・輸送】

- 輸送は動物のストレス要因であることは、新潟県動物愛護条例の輸送に関する規制理由の1つにもなっている。
- 「一定の期間」「十分に休養」などの定義が曖昧で、客観的指標がないことから、一定の期間は移動及び展示を行わず、特定の場所に設置した常設の施設において十分に休養させているか確認することは極めて困難である。
- 輸送に関する記録の規定もない（頭数、輸送した回数と場所など）
⇒約2週間連続で輸送を繰り返して同一の動物群を様々なイベントでふれあいに供していた事例もある。

【健康と安全の管理】

- 犬猫以外の動物の週齢規制がない、そもそも週齢を把握していない。
- 小型哺乳類の多くは群管理であり、個体識別がされていない。



1. 移動展示

■ 「短期間に移動を繰り返しながら」「簡易かつ一時的な飼養施設」で行う展示業を規制すべき根拠（観点別）

【登録・施設検査等】

- 土日開催など短期イベントの場合、登録の申請をおこなった者が予め、平日のうちに、飼養施設を設置することができなければ、行政が立入りすること自体が困難である。
年に数回開催される大規模イベントについては土日の立入りに対応している行政もあるといわれているが、日常的、反復的に、あらゆる場所で行われている1日限りの催しについては、行政が登録申請者の都合に振り回される形で対応するのが果たして妥当であるのか疑問である。
- 「事業所」「飼養施設の設置」について行政の考え方が異なることがあり、登録を受けなくてもよい例外が発生しやすい。（事業所に該当しないため登録はしない、等）
- イベント代表者等が、複数事業者（出展者）の情報をとりまとめて登録申請を行った場合、登録申請手数料を負担せずに済むことになるが、登録番号の交付は1つであり事業者ごとに、自己の名義の登録証を掲示できないという問題が発生し、特に土日休祭日に開催される短期間のイベントは、動物愛護管理法に基づき閲覧に供される「第一種動物取扱業登録簿」が閲覧できないという矛盾がある。
その点について説明をおこなっている行政もあるが、やむを得ず受理している場合もある。
また、事例的には多くはないが、登録業者が無登録業者に対し、自己の名義の登録証を貸しているも同然の状態になっていたケースもある。

【業の実施の問題】

- 展示業者は、施行規則・基準・細目の規定事項に基づく「業の実施方法」の報告が必須ではなく、書類様式もない。
登録を受けている事業所（本拠地）は、あくまでも飼養保管の場所であり、管轄行政区域外の巡業先が固定施設でないことが多いが、行政が実施状況を確認したうえで改善指導をおこなうことができない。

【鳥インフルエンザの問題】

- 我が国の高病原性鳥インフルエンザ発生状況を鑑みると、屋外で、不特定多数に家禽等を接触させる業態はリスクである。（触れ合い前後の消毒の指導も徹底されていない）



1. 移動展示

■ 第一種動物取扱業の登録 適用上遺漏を防ぐために ①

これまで登録(登録申請・事前検査・登録証の交付)を免れてきた業行為は、立入りが義務ではないことに起因する事例よりも、主に以下のような観点から振り分けられてきたと考えられる。

- ・事業所： 登録区域外における催しの実施場所が「独立した事業所」に該当するかどうか
- ・実施時間： 実施時間が概ね24時間以内であるか、一昼夜を超えていないかどうか
- ・飼養施設： 「飼養施設を設置しているとき」に該当するかどうか
⇒タレント犬など同伴展示・貸出業は「飼養施設の設定届出書」の提出は省略可とされているが、サークルなどの簡易施設も同様の扱いとなっていることがある。



- ・施設の立入り(申請書類による基準適合判断ではなく現地の事前検査)を義務化するとともに、行政管轄区域の内外や営業時間にかかわらず登録を受けなければならないことを明確にする。
- ・「独立した事業所」であると見做されない場所、巡業先(簡易かつ一時的な仮設の飼養施設)では、営業できないようにするのが望ましいが、書類不備以外の理由で拒否できない現状を鑑みると、適用上の遺漏がないようにする必要がある。

● 改正案(例)

「第十条 動物の取扱業を営もうとする者は、当該業を営もうとする**事業所その他環境省令で定める場所**の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。」

⇒ 環境省令で定める場所の例

「継続的に業を営むことができる施設を有する場所で事業所以外のもの」

「展示会その他これに類する催しを実施する場合にあつては、これらの催しを実施する場所」等



1. 移動展示

■ 第一種動物取扱業の登録 適用上遺漏を防ぐために ②

イベント代表者等が、複数事業者(出展者)の情報をとりまとめて登録申請を行った場合、登録申請手数料を負担せずに済むことになるが、登録番号の交付は1つであり事業者ごとに、自己の名義の登録証を掲示できないという問題が発生し、特に土日休祭日に開催される短期間のイベントは、動物愛護管理法に基づき閲覧に供される「第一種動物取扱業登録簿」が閲覧できないという矛盾がある。その点について説明をおこなっている行政もあるが、やむを得ず受理している場合もあることから、運用ではなく法律で規制する必要がある。また、事例的には多くはないが、登録業者が無登録業者に対し、自己の名義の登録証を貸しているも同然の状態になっていたケースもある。



● 改正案(例)

(標識の掲示)

第十八条 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、(業をおこなう所在地を管轄する都道府県知事が交付した登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

・新設(例)

(名義貸しの禁止)

第一種動物取扱業の登録を受けた者は、自己の名義をもって、他人に動物取扱業を営ませてはならない。



1. 移動展示

■基本指針の普及啓発施策に盛り込まれた「動物との触れ合い事業の推進」の記述を削除する。

環境省「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」

第2 今後の施策展開の方向 2 施策別の取組

(1)普及啓発 ②講ずべき施策

「イ 動物との触れ合い事業の推進に当たっては、適正な飼養管理や動物のストレスを減らす配慮が必要であり、国によるガイドライン作成などそのあり方について検討すること。

また、情操を目的とした学校飼育動物についても触れ合いの一環として考えられることから適正な飼養管理が行われるよう検討すること。」

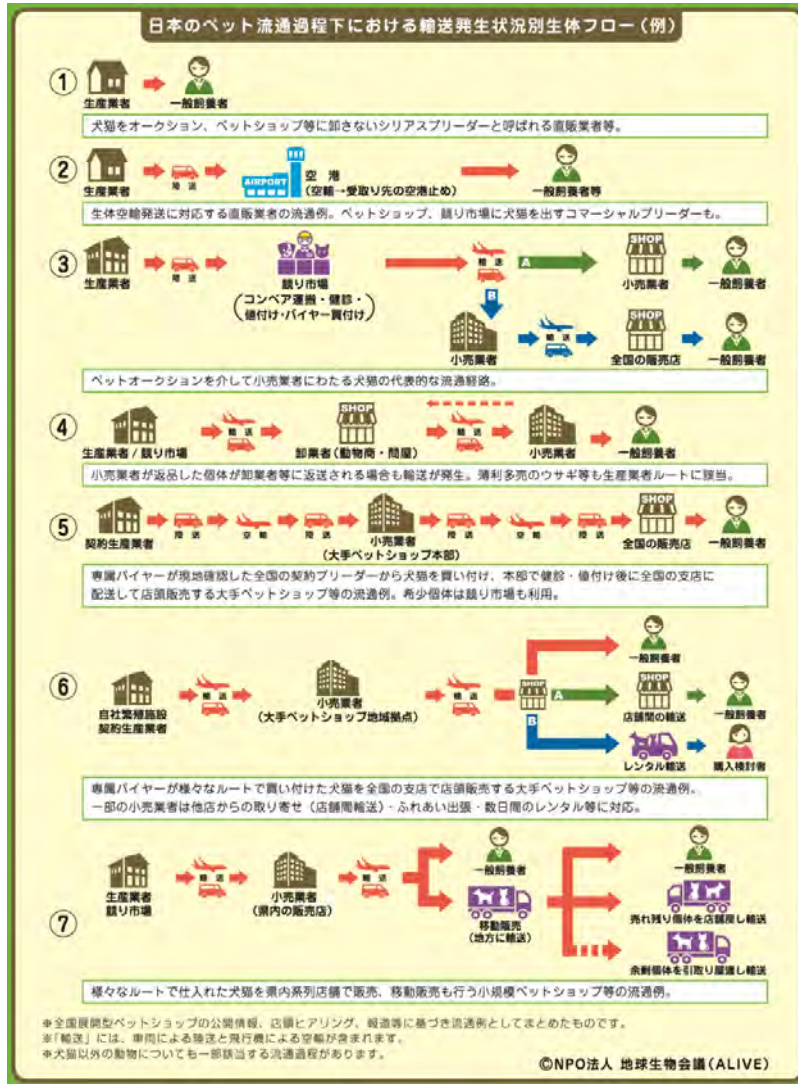
◇問題点

- ・ 講ずべき施策のイは、動物にストレスをかけている現状を見直す必要があるとの意見を受けて新設された項目であるにもかかわらず、「動物との触れ合い事業の推進」が前提となっている。
- ・ 普及啓発の趣旨・課題は、「広く国民が、終生飼養の責務や動物の虐待の防止と動物の適正な取り扱いに関して正しい知識及び理解を持つこと」と明確に記されているが、効果検証が困難であり、逆効果になっているおそれがある。
- ・ 「動物との触れ合い」の用語定義が不適切であるため、「動物に触る」とするか、言葉に合わせ、「人間と触れ合っている」と認識できる種や個体に限定しないといけない。
- ・ うさぎやモルモット、鶏(ひよこ含む)などは、捕食される側の動物ゆえに臆病で警戒心が強い個体が多いことは広く知られている。犬などに比べると人への共感力も低いとされているため不特定多数の人間と「触れ合っている」と認識しているとは考えにくく、それを証明する科学的根拠も存在しないため、普及啓発の観点からも用語定義を見直し、動物にストレスを与える方法や業者を用いた行事や普及啓発ができないようにする必要がある。
(「動物との触れ合いを通じた普及啓発事業」をおこなっている行政のうち、購入したうさぎやモルモット等をふれあいに供した後、「好きな動物を持ち帰ってよい」と配布していた等の報告有)



2. 日本のペット流通過程と販売チャネル

輸送発生状況別生体フロー図（例）



◇ 流通経路
(複数回の陸送・空輸・店舗間輸送)

例1)
沖縄県のブリーダーから買い取った犬を北海道に輸送(陸送・空輸)して店頭販売。

例2)
全国の契約ブリーダーから犬猫を買い取り、本部で健診・値付け後に地方販売店に輸送。

◇ 販売チャネル

- ・店頭販売
- ・店舗間移動
- ・レンタルペット
- ・移動販売



2. 日本のペット流通過程と販売チャネル

■新潟県の取組み 「動物の輸送に関する記録の保存義務（業者間取引も含む）」

販売される犬猫の健康を確保するために「新潟県動物の愛護および管理に関する条例」を改正
 輸送は動物に対して何らかのストレス要因になることは明らか

参考様式：飼養保管動物の輸送及び健康確認実施記録簿 http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/570/1018/kisairei,0.pdf

記載例 平成 28 年 7 月 7 日に県外のオークション会場で犬を 3 頭仕入れ、同日、輸送が完了後、平成 28 年 7 月 10 日に一般客に販売した場合の輸送に関する記録

参考様式（新潟県動物の愛護及び管理に関する条例第18条の2第1項関係）

飼養保管動物の輸送及び健康確認実施記録簿

個体を識別する情報	チワワ 280510-1	※ 管理番号等、個体を特定できる情報を書くこと。
	チワワ 280510-2	※ 個体帳簿と関連した情報を記載すること
	チワワ 280510-3	

輸送年月日	輸送前	輸送後	健康確認
	飼養施設の名称及び所在地	飼養施設の名称及び所在地	
平成 28 年 7 月 7 日 ※輸送完了日	〇〇ペットオークション ※オークション会場の施設名 埼玉県〇〇市△△-□□	ペットショップ〇〇 新潟県長岡市〇〇-△△	7/8～7/9 の目視による健康確認 異常無・異常有 イ 異常有の場合 異常が認められなくなった年月日 平成 年 月 日

自己の施設名及び所在地

備考
 1 「輸送年月日」には、販売の用に供する犬又は猫の輸送を完了した年月日の翌日から2日間の健康確認による異常の有無を記入すること。
 2 「輸送前施設名称及び所在地」欄には、輸送前に販売の用に供する犬又は猫を飼養し、又は保管していた飼養施設の名称及び所在地を記載すること。
 3 「輸送後施設名称及び所在地」欄には、輸送後に販売の用に供する犬又は猫を飼養し、又は保管する飼養施設の名称及び所在地を記載すること。
 4 「健康確認」欄には、犬又は猫の輸送を完了した年月日の翌日から2日間の健康確認による異常の有無を記入すること。異常の有無を「異常有」に該当した場合には、その異常があることが認められなくなった年月日を記載すること。





ご清聴ありがとうございました。